

不開港場寄港又は日本各港間運送従事の特許申請

手続概要 : 日本船舶以外の船舶による不開港場への寄港（不開港場寄港）又は日本各港間における旅客又は物品の運送（沿岸輸送）に係る特許申請について

手続根拠 : 船舶法第3条

手続対象者 : 日本船舶以外の船舶による不開港場への寄港又は沿岸輸送を行おうとする者

提出時期 : （不開港場寄港）不開港場に寄港することとなる日の1週間前まで
（沿岸輸送）運送を行うこととなる2週間前まで

提出方法 : 申請書を作成し必要書類を添えて、申請に係る不開港場及び旅客の乗船地又は物品の積載地を管轄する地方運輸局等に提出する。ただし、申請に係る不開港場及び旅客の乗船地又は物品の積載地が2以上の地方運輸局等の管轄区域にわたるときは国土交通省海事局外航課へ提出する。

手数料 : なし

添付書類 : （不開港場寄港）国籍証書（写）、その他申請内容による
（沿岸輸送）国籍証書（写）、乗船者の身分もしくは職業を証する書類、その他申請内容による

申請書様式、申請書の記入方法等は下記宛先にご連絡ください。

問い合わせ先

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館11階
中部運輸局海事振興部旅客課 TEL: 052-952-8013